

コンテンツビジネスの振興に関する意見

社団法人 関西経済連合会

わが国におけるアニメ、ゲーム等のコンテンツビジネスの市場規模は 11 兆円とも言われ、自動車産業に並ぶ重要な産業となっており、わが国経済が長期低迷から脱出し持続的な発展を遂げていく上で有望な産業分野の一つと位置付けられる。加えて、コンテンツビジネスは、わが国の文化力を内外に示す手段でもあり、その振興は、わが国がアジアをはじめ諸外国から憧れられる魅力ある国として世界との安定的な関係を構築していく上で極めて重要である。

コンテンツビジネスは、制作価格の大半を人間の頭脳に依存する知的財産の固まりであり、知的財産権の保護と利用が適正にはかられることが、発展への必要条件である。従って、このたび、政府が、「知的財産立国」の実現に向けてとりまとめた知的財産推進計画で、コンテンツビジネスの飛躍的拡大を取り上げたことは、時宜を得たものであり評価する。

当連合会としても 4 月に「知的財産推進計画に関する意見」を知的財産戦略本部に提出したが、10 月から同本部において、コンテンツビジネスの振興に関する専門調査会が開催されるに際し、あらためてコンテンツビジネスに関する意見を建議しようとするものである。

以上のような認識に基づき、当連合会は、専門調査会における検討において下記の内容が盛り込まれることを要望する。

記

1. 人材育成

(1) コンテンツクリエイターの育成

コンテンツビジネスの経営資源として最重要かつ不可欠なものは、オ

リジナルな発想に基づくコンテンツの創造であり、その中核を担うクリエイターの育成が欠かせない。大学や専門学校等におけるカリキュラムの開発・導入・拡充が必要であり、大学院レベルにおいても、情報造形学等の特化した教育を提供していく必要がある。政府にはこれら人材育成のために新たな学部・学科の設置に対する柔軟な対応や教育カリキュラムの開発支援などの施策を講じてもらいたい。

(2) プロデューサーの育成

わが国ではこれまで、企画、制作、資金、マーケティングに加え、法務、とりわけ著作権の知識など、コンテンツビジネスに関するトータルなノウハウを持つプロデューサーの育成が行われてこなかった。クリエイターの創作物をビジネスとして大きく成長させていくためには、優秀なプロデューサーが重要である。実務教育に重点を置いた専門職大学院を創設するなど、高等教育機関におけるプロデューサーの育成をはかっていく必要がある。

(3) コンテンツビジネスに明るい法律家の育成

コンテンツビジネスには著作権の知識が欠かせない。契約においても法的な交渉力が問われる。2004 年 4 月に開校が予定されている法科大学院においては、知的財産権に関する講義を必修科目とし、かつコンテンツ問題への対応力も養えるようカリキュラムを工夫し、コンテンツビジネスの分かる法律家（エンターテインメント・ロイヤー）の育成を図るべきである。

2. 多様な資金調達の可能化

(1) 信託業法の改正による円滑な資金調達の可能化

わが国ではこれまで、有担保融資が主力であったため、すぐれた企画を持っていても資金繰りの問題でコンテンツビジネスとして展開する芽を削いでしまうことがあった。コンテンツビジネスに投資家の資金を容易に呼び込むための環境整備が必要となる。現在でも特定目的会社（S

PC)を活用した知的財産権の証券化は行われているが、必要コストは高く、一般投資家にとっては仕組みが複雑である。現在進んでいる信託業法の改正では、信託の対象に著作権などの知的財産権が加えられる予定であるが、知的財産権を信託し信託受益権を一般投資家に販売する仕組みについては、透明性が高く、なおかつ円滑な資金調達が可能となる点で、大いに評価するものである。これに加えて、同法の改正に際しては、信託業に、コンテンツビジネスに詳しい幅広い会社の参入が可能となるよう、金融会社だけでなく、一般事業会社の参入も認めるべきである。

(2) 日本版「完成保証制度」の創設

今後、コンテンツビジネスにおいては、例えば米ハリウッドのような大規模な資金調達が求められるものがでてくる。製作者が様々な資金調達の選択肢を持てることが望ましい。例えば、米国においては、保険制度として完成保証の仕組みが発達しており、企画段階からコンテンツのプリセールスをしているという実情がある。わが国においても保険制度または共済、政府系金融機関保証による日本版「完成保証制度」の仕組みを創設するよう検討してもらいたい。

(3) コンテンツ価値評価の仕組みの構築

企業が自社のコンテンツを資産と見做し資金調達をするためには、コンテンツの価値を認識し、評価を計上する仕組みが必要となる。企業評価においてコンテンツが活用できるよう、コンテンツを評価し、情報開示する方法(例えば知的財産報告書など)について検討してもらいたい。その際、知的財産の評価および情報開示の方法は権利・技術内容・当該業界での知的財産の扱い方で大きく異なるため、各企業および業界の意見を十分に反映することとし、特に情報開示の方法は国による一方的な押しつけとならぬよう企業の自主性を尊重してもらいたい。

3. 海外展開の推進

わが国のコンテンツは、国内のみならずアジア諸国を始め欧米においても高い評価を得ている。しかしながら、コンテンツビジネスで世界一の座にある米国では海外での売上で市場規模の17%を稼ぐのに対し、わが国は3%を稼ぐにすぎない。わが国のコンテンツビジネスを飛躍的に拡大させていくため、その海外展開に民間が尽力することは当然であるが、国においても民間のビジネス展開を後押しし、官民あげてジャパンブランド戦略の構築にあたるべきである。

4. コンテンツ流通促進のための著作権の保護

(1) 海賊版対策の強化

コンテンツビジネスを海外展開していく上での障害として、アジア諸国における海賊版の横行が問題となっている。例えば音楽レコードの市場規模に対する海賊版の比率は、中国で90%、台湾で50%（2001年）となっており、海賊版取り締まりの強化を打ち出す必要がある。米国における海賊版取り締まり対策を参考に、海外での情報収集や違法企業に対する訴訟支援などを行えるようコンテンツ海外流通促進機構の能力を強化するとともに、ペナルティーとして政府開発援助（ODA）の見直しも含む対抗措置発動が可能となるような体制作りを目指すべきである。

さらに、現在、国際知的財産保護フォーラムを官民合同で推進中であり、昨年12月には訪中ミッションを実施したが、今後は、知的財産戦略本部の本部長である総理が前面に立って、アジアをはじめ諸外国政府に対し、海賊版対策を強化するよう一層働きかけてもらいたい。WIPO（世界知的所有権機関）サミットが開催された場合には、海賊版を含む模倣品問題をわが国の最重要課題として、取り上げていくべきである。

(2) 輸入権への対応

レコード業界から、アジア諸国との内外価格差を前提に、これらの国々で廉価な正規品を販売するとわが国に逆輸入され、国内販売が減少する恐れがあるため、CD等の輸入権を認めるべき旨の要望があり現在検討

が進められている点は理解するが、検討にあたっては他の著作物との関係、音楽の特殊性、工業製品等への影響、市場の混乱回避、一般ユーザーの理解獲得等について十分配慮してもらいたい。

(3) 課金システムの構築

パソコンやインターネットの普及によりコンテンツのコピーは誰でも行える。不正なコピーの放置はコンテンツビジネス発展の障害になる。著作権者の利益を守りコンテンツ流通を促進するため、国による不正コピー取り締まりの強化に加え、著作権者がコンテンツの利用者に対して確実に課金できるシステムを民間において構築する必要がある。

5. 関西におけるコンテンツビジネスの振興

わが国のコンテンツの多くは、プロデューサー、クリエイターおよび各種メディアが集中する東京において制作されているのが現状である。しかし、わが国のコンテンツビジネスが飛躍的に発展するためには、長い歴史と伝統を持ち、わが国の文化の発信源であるとともに、人材を有する関西において振興していくことが重要である。国においても格別のご配慮をお願いしたい。

以 上